

## 東京都公安委員会告示第 212 号

警備業法（昭和47年法律第 117 号）第23条第 1 項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第 7 条の規定により次のとおり告示する。

平成29年 6 月 16 日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

### 1 検定の実施期日及び時間

#### (1) 学科試験

平成29年10月14日（土曜日）

午前 8 時 30 分から午前 11 時まで

#### (2) 実技試験

平成29年11月18日（土曜日）

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

### 2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番 5 号 警視庁鮫洲運転免許試験場

### 3 検定の実施種別

規則第 1 条第 4 号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第 4 条に規定する 2 級の検定

### 4 検定予定人員

45名

### 5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により

確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成29年8月28日（月曜日）及び同月29日（火曜日）  
の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
03（3581）8201

6 申請手続

(1) 受付期間

平成29年9月6日（水曜日）から同月8日（金曜日）  
までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい  
ずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を  
管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、  
上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、  
横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に  
氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書  
面 各1通

(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が  
明らかとなる書面

(i) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する  
営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書  
ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ  
かの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 14,000 円

## 7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312